

令和5年10月24日

令和5年度司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

入寮希望者へのお知らせ

1 寮及び遵守事項

寮は、いずみ寮、ひかり寮、なごみ寮及び裁判所職員総合研修所寮の利用を予定している。

寮の利用方法等は、いずみ寮及びひかり寮は別紙「司法研修所司法修習生在寮準則」のとおりであり、なごみ寮及び裁判所職員総合研修所寮は左記準則に準ずる（なお、なごみ寮及び裁判所職員総合研修所寮の準則は後に別途示されることがある。）。

寮には、多くの入寮者が生活することになるので、上記準則及びこれに基づき定められる共同生活のルールを遵守しなければならない。これに違反したときは、退寮を命じられることがある。

2 入寮許可願の提出

入寮希望者は、申込者情報入力フォームのうち入寮許可願フォームに所要事項を入力し、送信する。

- (1) 通所できない事情がある場合は、その理由をできるだけ詳しく入力すること。
- (2) 虚偽の入力をした場合は、処分等を受けることがある。
- (3) 入力受付期間内に送信されないときは、入寮は許可されないので注意すること。

3 入寮許可決定及びその通知

- (1) 入寮希望者が収容可能人数を超える場合、入寮を必要とする事情を総合的に考慮して入寮の許否を判断するが、原則として、以下の順位で割り当てる。

ア 通所圏内に住居を有しない者

イ 現住所の住居又は自宅（実家を含む。）等の所在地から司法研修所までの通所時間の長い者（なお、抽選の方法を用いて決定する場合がある。）

ただし、導入修習期間中の入寮については、例年、入寮希望者が多数に及ぶことから、実務修習地が東京、立川、さいたまとなる者は、各実務修習地に住居を有するものとみなし、上記ア、イに該当しないものとして取り扱う。

(2) 入寮許可願を提出した者に対しては、その入寮の可否について令和6年2月16日（金）までに、基本情報フォームで入力されたメールアドレス宛に通知する。

4 寮室の割当て

寮室の割当ては司法研修所が行う。割り当てられた寮室を司法修習生同士で交換することは認められず、これに違反したときは、退寮を命じられることがある。

5 入寮日及び退寮日

入寮日は、同年3月20日（水）とする。その日より前に寮に到着しても宿泊することはできない。入寮手続は、当日の午前11時から午後4時までの間に行う。退寮日は、同年4月13日（土）とする。退寮手続は、当日の午前8時30分から午後5時までの間に行う。

なお、これらは今後変更があり得る。

6 寮費

入寮を許可された者は、入寮期間中の寮費を負担する。

入寮を許可された者の寮費は、14,400円（いずみ寮及びひかり寮の場合、1日につき600円。入寮する箇所により金額に変動あり。）であり、入寮許可通知書に記載の指定口座へ期限内に振り込む。

7 入力方法

入力方法は、「司法研修所からのお知らせ」別紙4のとおりとする。

(別紙)

司法研修所司法修習生在寮準則

平成6年2月9日制定

平成29年10月24日改正

裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年最高裁判所規程第4号）第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所司法修習生在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いずみ寮及びひかり寮（以下併せて「寮」という。）を、司法修習生の修習の滞在の用に供するに当たって、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する司法修習生は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

第3条 入寮の許可を受けた司法修習生（以下「在寮者」という。）は、入寮の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

2 在寮者は、入寮の目的を尊重し、他人の勉強、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

2 在寮者は、来訪者がある場合には、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、会合等のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

2 火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、付属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、付属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したとき、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。